

船橋市教育委員会会議 11月定例会会議録

1. 日 時 令和7年11月6日（木）
開 会 午前10時00分
閉 会 午前11時12分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員	教育長職務代理者	小 島 千 鶴
	委 員	朝 倉 曜 生
	委 員	蓮 池 政 貴
	委 員	大 塚 佳 子
4. 出席職員	教育次長	小 栗 俊 一
	管理部長	鈴 木 寿 雄
	学校教育部長	日 高 祐一郎
	教育総務課長	醍 酐 紀 子
	施設課長	高 誠 司
	学務課長	長 谷 川 右
	指導課長	内 野 義 孝
	保健体育課長	春 日 淳
	総合教育センター所長	小 川 欣 弘
	教育支援室長	金 子 勝 一
	市立船橋高校事務長	鈴 木 靖 弘
	文化課長	阿 部 健一郎
	青少年課長	由 良 公 伸
	生涯スポーツ課長	石 山 公 唯
	中央公民館長	加 藤 宏 之
	北部公民館長	片 岡 誠
	市民文化ホール館長	金 児 葉 子
	西図書館長	柴 山 和香子

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第41号 令和7年度末及び令和8年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教

員の人事異動方針について

- 議案第42号 船橋市北図書館の敷地の変更について
- 議案第43号 令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第44号 令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第45号 令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第46号 令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第47号 令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第48号 令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第49号 令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第50号 令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

第3 報告事項

- (1) 令和7年度末及び令和8年度公立学校職員人事異動方針について
- (2) 第四次船橋市子供の読書活動推進計画の素案及び素案に対するパブリック・コメントの実施について
- (3) 令和7年度船橋市特別支援教育推進大会のご案内
- (4) 船橋市中学校総合体育大会駅伝の部 結果について
- (5) 全国大会出場及び結果報告について
- (6) 令和7年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について
- (7) 令和7年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について
- (8) 令和7年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について
- (9) いじめ重大事態の調査結果に係る報告について
- (10) その他

6. 議事の内容

【教育長職務代理者】

では、ただいまから教育委員会会議 11月定例会を開会いたします。

本日、松本教育長は体調不良により欠席しております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、私が教育長

の職務を代理して本日の会議を進行させていただきます。よろしくお願ひします。

なお、同法第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

10月16日に開催しました教育委員会会議10月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理人】

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長職務代理人】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。また、遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合もございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入ります。本日の案件は、議案第41号から議案第50号の議案10件、報告事項（1）から（10）の報告事項10件となります。

議案第43号から議案第50号と報告事項（6）から（8）につきましては教育委員会会議規則第12条第1項第4号に、報告事項（9）につきましては同規則第12条第1項第3号にそれぞれ該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案等につきましては傍聴人及び関係職員以外の方には退席願いますことから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項（10）の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

はじめに、議案第41号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第41号「令和7年度末及び令和8年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教員の人事異動方針について」ご説明させていただきます。

お手元の資料、本冊5ページをご覧ください。

市立高等学校の教員は、千葉県で採用された職員を市に充てているものであり、その人事については、県の人事異動方針を踏まえて行う必要があります。よって、今回定めようとします市立高等学校の人事異動方針は、9ページ以降になります県の人事異動方針に準じたものとなっております。

県の人事異動方針には、小・中学校に勤務する県費負担教職員についての記載もあり、市立高等学校には当てはまらない内容がありますので、その点につきましては省いて作成しております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようお願ひいたします。

【教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、議案第41号「令和7年度末及び令和8年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教員の人事異動方針について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第41号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第42号について、西図書館、説明願います。

【西図書館長】

では、議案第42号「船橋市北図書館の敷地の変更について」ご説明いたします。
資料に修正箇所がございましたため、本日お配りいたしました資料の本冊15、16
ページをご覧ください。

このたびの敷地の変更は、二和東5丁目市有地活用事業に伴う北図書館等複合施設の
駐車場及び駐輪場の移設のための変更であり、移設先は、平成29年に公共用地先行取
得事業特別会計にて関東財務局千葉財務事務所から取得した土地でございます。

16ページ、配置図の水色の箇所、敷地面積1,354.55平方メートル、こちら
を北図書館の敷地に変更するに当たりまして、船橋市教育委員会組織規則第3条第5号
の規定に基づき、教育委員会会議で議決を得る必要がございますことから、議案として
提出いたしました。

なお、移設のスケジュールでございますが、令和8年度中に新たな駐車場、駐輪場の
工事を着工いたしまして、令和9年度に工事が完了する予定でございます。新たな駐車
場等の運用を開始した後に、現在の駐車場、駐輪場を撤去する予定となっております。
こうしたことから、今後も敷地の変更が生じる予定がございます。16ページ、緑色の
箇所は、現在、道路でございますが、新設する駐車場、駐輪場への敷地へ、また黄色の
箇所は、現在の駐車場・駐輪場でございますが、二和向台駅前の交通広場の園の敷地へ
と変更予定がございます。これらにつきましては、変更の際に改めて議案提出をさせて
いただく予定でございます。

説明は以上となります。本議案につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、議案第42号「船橋市北図書館の敷地の変更について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第42号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告事項（1）令和7年度末及び令和8年度公立学校職員人事異動方針について報告いたします。

お手元の資料、本冊17ページからご覧ください。

公立小・中学校及び特別支援学校の県費負担教職員の人事異動方針につきましては、任命権者である千葉県教育委員会が年度ごとに定めております。船橋市としては、県の方針に基づき、今年度も教職員の人事を進めてまいります。

なお、今年度、県の人事異動方針の大きな変更点は特にありません。

次に、19ページからあります公立小中義務教育学校職員人事異動実施細目についてですが、6の定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員についての（1）に「定年前に退職する年度末60歳の者を」が一部追加され、「定年前に退職する年度末60歳及び61歳の者を」という表現になりました。

また、（3）に「定年退職する管理職及び暫定再任用管理職のうち」が一部削除され、「暫定再任用管理職のうち」という表現になりました。

報告は以上です。

【教育長職務代理者】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（各委員意見・質問なし。）

続きまして、報告事項（2）について、西図書館、報告願います。

【西図書館長】

報告事項（2）第四次船橋市子供の読書活動推進計画の素案及び素案に対するパブリック・コメントの実施についてご説明いたします。

資料は、本冊の25から26ページと、本日お配りいたしました第四次船橋市子供の読書活動推進計画（素案）をご覧ください。

まず、本冊の25ページをご覧ください。

本市では、子どもの読書活動の推進に関する法律の施行を受けまして、平成21年4月に船橋市子どもの読書活動推進計画を、平成26年4月には第二次船橋市子供の読書活動推進計画、平成31年2月には第三次計画を策定し、図書館や学校等において子供が自主的に読書に親しむための機会の提供、充実を図ってまいりました。また、船橋市図書館協議会において子供の読書活動の進捗状況の把握と評価を行ってきました。

このたび、第三次計画の計画期間が令和7年度で終了しますことから、第三次計画の成果と課題を踏まえ、子供の読書活動のさらなる推進を図るため新計画の策定を進めており、船橋市図書館協議会の意見を諮りながら骨子案を策定し、現在は素案の策定作業を行っているところでございます。

第四次船橋市子供の読書活動推進計画（素案）に対するパブリック・コメントを、こちらにありますとおり令和7年12月15日から令和8年1月14日まで実施する予定ですので、ご報告いたします。

また、資料の26から29ページには、第四次計画（素案）の概要をお示ししております。

26ページをご覧ください。

計画の目的は、現在の計画から引き続き、子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくりとし、計画期間を5年としております。

計画の構成は、第1章、計画の概要といたしまして、計画の策定の背景、現計画の成果と課題、子供の読書環境を取り巻く情勢の変化等を記載してございます。

第2章、基本的な方針といたしましては、計画の位置づけ、期間や対象、目的と基本方針をお示ししております。

第3章、推進施策及び具体的な取組では、目的を達成するための施策と具体的な取組などについて記載をしております。

27ページをご覧ください。

こちらには計画の体系図をお示ししております。

計画の目的、子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくりを達成するために2つの基本方針、読書に親しむ機会の充実と読書環境の整備を設定いたしました。

また、それぞれの基本方針の下には、より具体的な施策を設定してございます。

基本方針1、読書に親しむ機会の充実では、施策1、不読率の低減として発達段階に合わせた取組を行います。

なお、不読率とは、1か月に読んだ本がゼロ冊の子供の割合を指します。

基本方針2、読書環境の整備では、施策2、多様な子供たちの読書機会の確保として、特に通常の紙の本での読書が難しい子どもたちに向けた取組を行います。

施策3、デジタル社会に対応した読書環境の整備では、電子書籍サービスを活用した取組を行う予定でございます。

最後に、施策4、普及啓発活動の推進では、保護者等に向けた読書の意義を啓発していく予定でございます。

これらの取組は、学校と地域、家庭がそれぞれ協力しながら進めてまいることとしております。

続きまして、本計画の目標とする数値でございます。

本計画を策定するために令和6年度に実施いたしました船橋市子供の読書に関するアンケート調査によりますと、現計画策定時の平成29年度と比べて、読書の好きな子どもの割合は小・中学生共に減少、不読率、1か月に読んだ本がゼロ冊の子供の割合は上昇傾向にございます。

全国的に読書離れが進んでいる傾向ではございますが、第四次計画では、県の目標値を参考といたしまして、県の目標値が達成できていない項目につきましては県の目標値を設定いたしまして、既に達成できている項目につきましては県目標より上の目標値を設定しております。

28ページをご覧ください。

具体的な取組についてでございますが、それぞれの施策ごとに具体的な取組事業を子供の発達段階ごとに整理するなどし、お示ししております。

各種・各取組事業につきましては、記載のとおりでございます。

28ページのとおり、取組事業を記載する予定となっております。

また、第四次計画の素案につきましては、本日お手元にお配りさせていただきました。こちらにアンケート調査の全結果と計画策定の課題分析等を記載してございますので、後ほど、ご覧、ご確認いただければと思います。

最後に、29ページをご覧ください。

今後のスケジュールにありますとおり、こちら新計画の素案に対するパブリック・コメントを実施後、図書館協議会への報告等を経まして計画の施行を予定しているところでございます。

報告は以上となります。

【教育長職務代理者】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【朝倉委員】

27ページの現状のところが数字として気になったので幾つか教えていただきたいのですが、まず、読書が好きな子どもの割合というのが小・中学生、特に中学生で下がっているのですが、一方で高校生は上がっているという背景は、何か分かっているところ等あるのでしょうか。

【西図書館長】

子どもの読書が好きな割合については、具体的には計画の素案の8ページの課題というところで表3に具体的な数字をお示ししているところでございます。

そして、高校生が増えている部分につきましては、前回の計画では高校を、アンケート調査の対象とした学校が市立船橋高等学校だけでございました。

今回のアンケート調査では、さらに市内の県立高校3校を加えまして、そういったことから、少し好きの割合が増えたかも知れないと捉えているところでございます。

【朝倉委員】

ご説明いただきありがとうございます。よく分かりました。母集団が変わったということですね。

それに関連するのですが、下のほう、不読率が高校生になると急に高くなっていますよね。これは小・中学生では読み聞かせ等の機会があるけれども、高校生がなくなっているからという話なのか、それとも全体的に広がっているというところを見ると、ネットがいろいろ浸透していて、本を読むというよりは、ネットで読む本なども含めて、紙からネットに変わっているという理解なのか、その辺りはどのような感じでしょうか。

【西図書館長】

不読率の部分につきましては、お隣の9ページをご覧ください。

こちらに具体的にどういう結果だったか、アンケート結果を全体としてご覧いただける状況になってございます。

そして、本を読まなかつた理由についてもアンケートの別の項目で質問しておりまして、小学生は「ほかにやりたいことがあるから」、中学生や高校生は「ほかにやりたいことがあるから」「時間がかかるから」「時間がないから」の割合が多く、日々の過ごし方の多様化により、時間の使い方としての読書が選択されていないことが推察されるかなと考えております。

また、1か月に読んだ本の冊数でございますので、学校段階が上がりますと、より難しい本を読んでいる生徒さんもいらっしゃると思いますので、本を読んでいるのだけれども、1か月間に1冊は読み終わらなかつたとゼロカウントした生徒さんもいらっしゃるのかなと推察しております。

【教育長職務代理者】

そのほかに何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは続きまして、報告事項（3）から（5）につきましては、定例の報告事項であるため、説明を省略したいと思います。

報告事項（3）から（5）につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

続きまして、報告事項（10）その他として何か報告したいことがある方は、ご報告願います。

(各委員・理事者報告なし。)

それでは続きまして、先ほど非公開と決しました議案第43号の審議に入りたいと思います。傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人退席)

【教育長職務代理者】

それでは、議案第43号について、教育総務課より順に続けて説明願います。

【教育総務課長】

それでは、議案第43号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」ご説明いたします。

資料は、別冊1の3ページをご覧ください。

本議案は、市長が令和7年第4回船橋市議会定例会に教育委員会に係る補正予算議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき市長から意見を求められたので、異議のない旨、市長に申し入れることにつきまして、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定により、本教育委員会会議においてお諮りするものでございます。

それでは、まず教育総務課の令和7年度補正予算についてご説明いたします。

別冊1の44ページをご覧ください。

小学生の朝の居場所づくり事業につきまして、ご説明いたします。

本事業は、朝、保護者が出勤時間に間に合わない等の理由で家で1人になる時間ができてしまう児童に対し、学校内で安心して過ごすことができる見守り事業を施行するものでございます。

事業概要として、まず対象ですが、全学年の児童で利用を希望されるご家庭には事前登録いただきます。

次に、実施期間でございますが、今年度末の令和8年3月2日から来年度末の令和9年3月31日と考えております。

今年度3月からはじめますのは、小学校入学を機に子供の預け先が見つからないなど、環境が変化する4月初日に開設していることを前提に、その前にはある程度事業を軌道

に乗せておくべきと考えまして、令和7年度、8年度の2か年にわたる債務負担の設定を考えているところでございます。

次に、実施校でございますが、ここに記載の5校で施行いたします。この5校は、保護者アンケートで特に低学年の児童がいる保護者からのニーズが多かった学校でございます。

実施日は、土日、祝日、年末年始を除き、三季休業を含む平日。実施時間は、学校の通常日課時は朝7時から始業時刻まで、三季休業中は朝7時から9時までとし、主に放課後ルームや船っこ教室等の場所で読書や自習などを静かに過ごしてもらうことを考えております。

実施体制ですが、委託により、各校、常時3名の配置を考えております。

なお、朝の居場所は、放課後子供教室と同様、無料といたします。

予算算出内訳は、今年度末3月の1か月分の運営委託料が244万2,000円、消耗品費が10万2,000円、そして利用児童の傷害保険料3万円、居場所で使用する携帯電話の使用料9,000円で、計258万3,000円の補正額となります。

なお、令和9年3月までを契約期間とするため、債務負担行為を設定し、本事業の債務負担行為限度額は8年度の通年の事業予算として1,801万8,000円、総事業費は2,060万1,000円となります。

教育総務課からの説明は以上でございます。

【施設課長】

続きまして、施設課です。

別冊1の資料45ページをご覧ください。

小学校費の校舎改修費、エレベーター新設工事です。

教育環境の改善を図るため、薬円台南小学校にエレベーターを設置します。

今年度、当初予算で計上した設計業務は順調に進んでおり、できるだけ早期に設置するため、工事費を補正予算で計上するものです。

設置場所としましては、現在1階から5階までを倉庫として使用している閉鎖トイレのスペースを活用します。入札、工事期間約10か月を経て、令和8年の12月頃から供用開始することを想定しています。

令和7年度事業費は、エレベーター新設工事の1年目として3,850万円を校舎改修費に計上し、令和8年度の支出予定分としての債務負担行為限度額5,777万2,000円と合わせまして、工事費総額9,627万2,000円となります。

また、戻りますが、別冊1の30ページ、31ページをご覧ください。

表の一番下、法田中学校の公共下水道接続工事について、既設汚水管の調査が必要となり、年度内の完了が見込めないため、6,250万円を来年度へ繰越明許いたします。

施設課からは以上となります。

【保健体育課長】

保健体育課から説明させていただきます。

別冊 1 の 4 5 ページ下段、学校体育活動事業費をご覧ください。

自校プールが修繕不可となっている小学校 4 校について、民間プール業者に業務委託をして児童の水泳学習を行っております。

毎年、当該年度に入札を行い、日程を決めているところですが、前年度に入札を行い、契約事務を進めることで、学校の行事予定を変更することなく、計画的に児童の水泳指導が実施できるようになるため、債務負担行為を設定したいと考えております。

続いて、4 6 ページ上段の事業名、小学校給食費（調理業務委託分）ほか 2 事業についてです。

芝山西小学校において給食調理業務委託の受託業者が不適切行為を行ったため、契約解除を行う必要が生じました。

そのため、新たに後継業者との調理業務委託の契約を行うために令和 7 年度債務負担行為の本数を増やす必要があることから、令和 8 年度及び 9 年度の債務負担行為限度額を増額するものです。

続いて、下段、事業名、小学校給食費（食材料費）ほか 2 事業についてです。

これは、小・中特別支援学校の給食食材料費の調達等に係る費用です。

現在も物価高騰が続く中、米価上昇により食材料費の不足が見込まれることから、不足額を補正します。

積算方法は、令和 7 年度の予算決算時の米価から令和 7 年度の米価上昇による影響額を算出し、補正額として計上しております。

保健体育課からは以上です。

【総合教育センター所長】

総合教育センターからは、別冊 1 、 4 7 ページ上段、特別支援教育指導費をご覧ください。

特別支援教育を推進するために、特別支援学級の整備を実施するものでございます。

令和 8 年度に特別支援学級新規開設 7 校と特別支援学級設置校の学級増に係る教室修繕等を実施する予定でございます。

新規開設は、自閉症・情緒障害特別支援学級を高根小学校、法典小学校、七林小学校、三山東小学校、高郷小学校、船橋中学校、三山中学校に予定しております。

補正予算の規模については、1, 011 万 9, 000 円を見込んでおります。

続きまして、別冊 1 、 4 7 ページ下段、学校バス管理費をご覧ください。

債務負担行為により、令和 8 年度の学習バス運行業務委託料を補正するものです。

現在、バス需要の高まりや運転手確保の問題、燃料費、人件費の高騰等により、バスの確保が非常に困難な状況となっております。そこで、昨年度と同様に契約時期を早め、

確実に学習バスを確保したいと考えております。

補正額は1億7,622万9,000円です。

総合教育センターからは以上でございます。

【文化課長】

別冊1、48ページの上段をご覧ください。

市民ギャラリー・茶華道センターの指定管理者について、今回の定例会にて、令和8年度から12年度までの5年間の指定議案を提出しております。

これに伴い、指定管理料に関する債務負担として2億1,197万3,000円を計上しております。

指定議案の内容につきましては、この後の議案第47号で説明させていただきます。

文化課からは以上でございます。

【青少年課長】

引き続き、別冊1、48ページの下段をご覧ください。

一宮少年自然の家の指定管理者につきまして、今回の定例会にて令和8年度から12年度までの5年間の指定議案を提出しております。

これに伴い、指定管理に関する債務負担として4億1,250万円を計上してございます。

指定議案の内容につきましては、この後の議案第48号で説明させていただきます。

青少年課は以上です。

【生涯スポーツ課長】

生涯スポーツ課から説明させていただきます。

資料は、別冊1の49ページの上段をご覧ください。

指定管理料債務負担行為でございます。

総合体育館及び武道センターの指定管理者につきまして、今市議会定例会にて令和8年度から10年度までの3年間の指定議案が提出されることに伴いまして、指定管理料に関する債務負担として9億904万8,000円を計上するものでございます。

指定議案の内容につきましては、この後の議案第49号にて説明させていただきます。

続きまして、49ページの下段をご覧ください。

同じく指定管理料債務負担行為でございます。

運動公園及び法典公園の指定管理者について、令和8年度から12年度までの5年間の指定議案が提出されることに伴いまして、指定管理料に関する債務負担として14億4,069万円を計上するものでございます。

なお、この事業は公園緑地課と分担して行うため、指定管理料について案分しており、

公園緑地課事業との内訳は記載のとおりとなってございます。

指定議案の内容につきましては、この後の議案第46号にて説明させていただきます。

生涯スポーツ課からは以上となります。

【教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、議案第43号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第43号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第44号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第44号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」となります。

資料につきましては、別冊1の51ページから59ページをご覧ください。

船橋市武道センター大規模改修工事請負契約の変更について説明いたします。

現在行っております武道センター大規模改修工事につきまして、受注者より船橋市工事請負契約書第26条第6項に規定するインフレスライド条項によります請負代金の額の変更についての請求があり、また、工事内容の変更があったため、契約金額及び工期の変更を行うものでございます。

契約後の金額は2,739万9,900円増額の4億1,756万9,900円となります。また、工事内容の変更による追加工事に伴い、工期を令和8年2月27日までから令和8年3月23日までに延伸するものでございます。

船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づき、議決を得る必要がありますことから、お諮りするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

では、私から1点よろしいでしょうか。

一般的な話として、最近このようなインフレ状態ということもありますて、他自治体でも入札 자체が行えず、なかなか工事に入ることすらできないという報道がありました。

船橋市では、このインフレスライド条項等の適用等によって柔軟にやれる部分で、ほかからの入札を受けやすくするなど、何か工夫されているということがあるのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

その他の工事の契約についての実情というのは本課では把握し切れていないところがございまして、ご質問に対する回答をはっきりお答えすることができないところではありますが、本工事につきましては、一旦物価上昇なども見込んだ上で当初の入札金額の設定をしましたが、昨今の人件費や物価高騰が予想を超えたところがありましたことから、このインフレ条項に当てはめまして、受注者からの申入れを受け入れて行ったところでございます。

【教育長職務代理者】

そのほか何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、議案第44号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第44号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

別冊1、61ページから67ページをご覧ください。

議案第45号、史跡取掛西貝塚保存用地の取得についてです。

取掛西貝塚は、日本列島最古級の貝塚を伴う縄文時代早期前葉約1万年前の集落です。史跡を恒久的に保存し、未来へ継承するため、国史跡指定時について、土地所有者の同意を得ながら公有地化を進めています。

今回取得する土地、図面の黒塗りの部分になりますが、こちらの面積が5,815.72m²と議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定される5,000m²を超えることから、議会の議決を求めるものでございます。

【教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、議案第45号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第45号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第46号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第46号、同じく「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」ご説明いたします。

資料は、別冊1の69ページから72ページとなります。

船橋市運動公園及び法典公園の指定管理者の指定につきまして説明いたします。

令和8年度から12年度までの5年間の指定管理者候補者として、9月29日に開催されました指定管理者選定委員会において、ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループが選定されました。これにより、指定管理者の指定を行うものでございます。

なお、ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループの構成員は、美津濃株式会社

を代表者とする6社によるグループとなっております。

今回の応募につきましては1社のみであり、3回にわたる選定委員会で書面審査及び面接審査において総合的に優れた提案がなされたと認められたものでございます。

船橋市教育委員会組織規則第3条第3項の規定に基づき議決を得る必要がありますことから、お諮りするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、議案第46号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第46号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第47号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

別冊73ページから75ページをご覧ください。

議案第47号、船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の指定についてです。

令和8年度から12年度までの5年間の指定管理者候補者について、10月14日に開催しました指定管理者選定委員会において、現指定管理者である公益財団法人船橋市公園協会が選定されました。

今回の応募は1社のみでございました。3回にわたる選定委員会にて書面審査及び面接審査を行い、総合的に優れた提案がなされたと認められたものでございます。

【教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

私から1点、意見よろしいでしょうか。

市民ギャラリーは私も利用させていただくことがあり、いろいろな展覧会等企画を楽しみに利用させていただいている。

ただ、チラシなどは充実しているのですが、ホームページ上で調べようとすると、なぜホームページでわざわざ調べるかというと、主人に案内したく、ホームページのURLを送ろうかなと思うと、なかなかその情報が出てこないというような経験を幾度かしているところです。引き続き同じ指定管理者が行うということでしたら、ますますの工夫をお願いしたいと思います。

では、そのほか何かご意見、ご質問大丈夫でしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、議案第47号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第47号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第48号について、青少年課、説明願います。

【青少年課長】

引き続き、別冊1、77ページから81ページをご覧ください。

議案第48号でございます。船橋市立一宮少年自然の家の指定管理者の指定についてとなります。

令和8年度から12年度までの5年間の指定管理者候補者につきまして、10月17日に開催された指定管理者選定委員会において、現指定管理者である株式会社オーエンスが選定されました。

今回の応募は1社のみでございます。3回にわたる選定委員会にて書面審査及び面接審査を行い、総合的に優れた提案がなされたと認められたものでございます。

なお、先月の教育委員会会議後に第3回の指定管理者選定委員会を開催したため、教

育委員会会議において指定の報告をすることができませんでした。そのため、報告に係る資料を 81 ページに参考資料として掲載しておりますので、そちらも併せてご参照いただければ幸いでございます。

【教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第 48 号「令和 7 年第 4 回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第 48 号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第 49 号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

資料は、別冊 1 の 83 ページから 85 ページをご覧ください。

議案第 49 号、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者の指定について説明いたします。

令和 8 年度から 10 年度までの 3 年間の指定管理者候補者として、9 月 26 日に開催されました指定管理者選定委員会において、現指定管理者であるふなばしスポーツ健康パートナーズが選定されました。これにより指定管理者の指定を行うものでございます。

ふなばしスポーツ健康パートナーズの構成員は、コナミスポーツ株式会社を代表者とする 2 社となっております。

今回の応募は 1 社のみであり、3 回にわたる選定委員会で運営上の基本方針や事業運営計画、維持管理計画等が適正なものであるかが審査され、施設の設置目的を理解した上でさらなる利用者の拡大、利便性の向上を目指した積極的な事業展開が期待できる点が評価されたものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、議案第49号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第49号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第50号について、中央公民館、説明願います。

【中央公民館長】

資料は、別冊1の87ページから106ページとなります。

議案第50号、船橋市中央公民館・市民文化ホール大規模改修機械設備工事請負契約の締結でございます。

教育委員会会議8月の定例会におきまして、金額超過により不調となり、再公告したことをご報告した案件となります。

契約方法につきましては、総合評価型一般競争入札で行いまして、入札の結果、契約金額は12億8,590万円でございます。契約の相手方につきましては、朝日・ケイハイ特定建設工事共同企業体でございます。

工事の目的につきましては、中央公民館及び市民文化ホールの複合施設は昭和52年の竣工から48年が経過をし、老朽化が進んでいることから改修を行うものでございます。

説明は以上となります。

【教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、ないようですので、議案第50号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第50号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項（6）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告事項（6）令和7年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明をさせていただきます。

資料は、別冊1の107ページから108ページをご覧ください。

船橋市立七林小学校における学校事故に伴う専決処分の報告についてご説明させていただきます。

本件事故につきましては、令和7年6月2日に船橋市立七林小学校において、市職員が刈払機での草刈り作業中に跳ねた小石が駐車中の軽自動車に当たり、損害を与えた事故になります。

令和7年9月2日に相手方と円満に示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたところでございます。

賠償額としましては11万6,622円、損害賠償金の支払いなどにつきましては、事故処理が完了しております。

令和7年第4回船橋市議会定例会において、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして専決処分の報告をいたしますことから、今回報告させていただくものです。

なお、再発防止策としましては、各学校へ改めて校長宛てに文書通知するとともに、さらに用務員研修会を通じて各用務員に注意喚起をいたしました。その際、実際の事故事例を踏まえた注意喚起、刈払機研修の未受講者への受講促進、刈払機を人や車の周辺で使用することを禁止する内容のシールの再配布などをいたしました。

刈払機を使用する上での安全確保を徹底し、学校全体で協力体制を構築するように指示していることを併せてご報告申し上げます。

説明は以上です。

【教育長職務代理者】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（各委員意見・質問なし。）

それでは、続きまして、報告事項（7）について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

報告事項（7）令和7年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明についてです。

別冊1の109、110ページをご覧ください。

船橋市中学校総合体育大会ソフトボールの試合中による事故に伴う専決処分の報告についてご説明させていただきます。

本件事故は、令和7年7月12日午前11時頃、高瀬町まちかどスポーツ広場駐車場内において、船橋市中学校総合体育大会のソフトボールの試合中にボールが防球ネットを超えて、野球場の外に飛び、駐車中の相手方軽乗用車に接触し、損害を与えた事故になります。

令和7年9月18日に相手方と円満に示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をすることといたしました。

賠償額としては13万8,320円で、損害賠償金の支払いなどの事故処理は完了しております、11月13日開会予定の令和7年第4回定例会において、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分の報告をすることから、今回の教育委員会会議に報告させていただくものでございます。

なお、今回の事故を受けて、事故の翌日以降は、野球場に最も近い駐車場エリアを駐車禁止区域にする等の対策を取りました。また、来年度以降は、別会場での大会実施を検討し、再発防止をしていくところでございます。

説明は以上です。

【教育長職務代理者】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、続きまして、報告事項（8）について、北部公民館、報告願います。

【北部公民館長】

当日配付資料の報告事項（8）をご覧ください。

令和6年10月3日、松が丘公民館地先路上にて発生しました松が丘公民館軽貨物車と相手方原動機付自転車の物損、人身加害事故につきまして、地方自治法第180条第1項に基づき専決とし、治療費等11万3,180円を人身分の損害賠償額として示談が成立しました。これにより、令和7年第4回船橋市議会定例会において専決処分の報

告を行う予定です。

なお、相手方が個人であることから、個人情報に係る箇所を伏せることといたしますとともに、物損分につきましては、令和6年12月4日に4,800円を支払うことで既に和解しております、この旨は今回と同様に今会議の令和7年2月の定例会にてご報告しておりますことを申し添えます。

以上でございます。

【教育長職務代理者】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました報告事項（9）の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長職務代理者】

それでは、報告事項（9）について、指導課、報告願います。

報告事項（9）「いじめ重大事態の調査結果に係る報告について」は指導課長より報告があった。

【教育長職務代理者】

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたしました。

これで教育委員会会議11月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時12分閉会